



## 1. 申込受付

◎期間 … 平成30年(2018年)5月24日(木)～平成31年(2019年)2月28日(木)  
9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

申込時期により、支給額が変わります。(詳しくは3ページをご覧ください)

5月24日(木)～8月24日(金)の申込…1学期分+2学期分+3学期分  
8月27日(月)～12月28日(金)の申込…2学期分+3学期分  
1月4日(金)～2月28日(木)の申込…3学期分のみ

◎場所 … 詳しくは、1ページをご覧ください。

◎必要なもの

- ①保護者名義の振込先がわかるもの(預金通帳等)
- ②印鑑(認め印) シャチハタ等スタンプ式では受付できません。
- ③その他、下記にあてはまる場合は、別途書類が必要です。

該 当 事 項	必 要 書 類
平成30年1月1日時点で、他市にお住まいだった場合	下記のいずれか A 平成30年度住民税の課税明細書(コピー可) B 平成30年度住民税特別徴収税額の通知書(コピー可) C その他、所得を証明できるもの
主たる生計者が失業中の場合	雇用保険受給者証・離職票・廃業届のいずれか(コピー可)
ひとり親世帯の場合	児童扶養手当受給証書、ひとり親家庭医療証等
同一世帯に身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる場合	手帳(コピー可)
平成29年4月以降に生活保護の適用が廃止となった場合	生活保護廃止証明書
平成29年4月以降に火災等の災害で、家屋が全半壊・全半壊・流失・床上浸水のいずれかの被害にあわれた場合	り災証明書等、被害を証明できる書類

## 2. 所得等の審査

◎認定基準額(平成29年(2017年)1月～12月の所得により判定)

家族人数	標準基準額	左記の標準基準額を超えている場合でも、下記の範囲内であればご相談ください。
2人	2,338,400円	2,434,400円
3人	2,638,400円	2,734,400円
4人	2,938,400円	3,034,400円
5人	3,238,400円	3,334,400円
6人以上は1人につき30万円加算		左記と同じ

家庭の状況によって、下記を標準基準額に加算した額により判定します	
ひとり親世帯	+30万円
保護者が平成31年3月末までに55歳以上の家庭	+30万円
障害者世帯(障害者1人につき、右記加算額を加算)	+45万円

- \* 所得額については、平成29年分の源泉徴収票や確定申告の控え等を参考にしてください(4ページ参照)。
- \* 同一世帯内に保護者以外の所得者があった場合、その所得が30万円未満の場合は合算し、30万円以上の場合には家族数から除外します。(保護者が自営業者で、保護者以外に専従者給与を出している場合、専従者給与を受けている者も同一生計とみなし、審査の対象として人数と所得を加算します。)
- \* 火災等の災害にあわれた方や現在失業中でお困りの方はお申し出ください。
- \* 配偶者と離婚調停中の場合等、事情によりひとり親世帯として審査できる場合がありますので、お申し出ください。

## ◎所得等の申告

申込受付後に審査を行うため、市民税課で所得等を調査します。

このとき、平成29年分(2017年分)の所得の申告をしていない場合は審査ができませんので、必ず申告を済ませておいてください。また、所得申告の際は以下の点にご留意ください。

- 子どもや配偶者など扶養家族がいる場合 … 扶養家族の記入
- ひとり親世帯で寡婦・寡夫にあてはまる場合 … 申告書の該当欄に✓(チェック)を記入
- 給与収入が65万円以下の場合、所得は0円となりますが、その場合も所得の申告は必要です。

## 3. 審査結果

審査結果は、郵送にて通知します。

- 申込みが5月24日～6月19日 … 審査結果は7月末頃郵送
- 申込みが6月20日以降 … 審査結果は8月以降郵送(申込みから1～2か月程度)

所得の申告をしていない場合や、書類不足等の不備がある場合は、6月19日までの申込みであっても審査結果の通知が遅れる可能性があります。

## 4. 支給について

認定者には、保護者名義の口座へ年2回に分けて支給しますので、平成31年(2019年)3月末までは口座を解約しないでください。また、振込口座の変更を希望される場合は、学務係までご連絡ください。

※申込日が6月20日以降の場合や、所得の申告をしていない場合、書類不足等の不備がある場合は、8月末・2月末の支給日に間に合わない可能性があります。その場合は審査結果の通知にて支給日をお知らせいたします。

支給予定額	小学校			中学校	
	1年生 (新入学学用品費を含む)	2～5年生	6年生 <sup>※2</sup> (新入学学用品費を含む)	1年生 (新入学学用品費を含む)	2～3年生
【1回目支給】(1学期分) 平成30年8月31日(金)予定	45,320円	5,532円	5,532円	56,340円	9,752円
【2回目支給】(2・3学期分) 平成31年2月28日(木)予定	8,270円	9,688円	57,088円	15,650円	17,068円
年間合計 <sup>※1</sup>	53,590円	15,220円	62,620円	71,990円	26,820円

※1 1学期認定者で、4月～翌3月まで受給資格がある場合の支給額です。年度中に転出入があった場合や生活保護が開始・廃止された場合は支給額が変わります。

※2 小学校6年生で新入学学用品費の支給を受けた場合は、中学校1年生進級時に就学援助費の支給対象となっても、新入学学用品費は支給されません。

◎上記の金額に、以下の費目を加算して支給します。

給食費 <small>豊中市立小・中学校在籍者のみ</small>	保護者が支払済の額 * 就学援助認定者については、審査結果の通知の発行日の翌学期から、給食費の保護者負担がなくなります。詳しくは、審査結果の通知に同封する給食費についてのお知らせをご確認ください。 (例) 7月末付で認定の審査結果通知を受け取られた場合 ・1学期分の保護者支払済み給食費は、1回目支給時に加算。 ・2、3学期分の給食費は、保護者負担がないため納付する必要はありません。 また、2回目支給時には加算されません。
修学旅行費 <small>参加者のみ</small>	小学校: 24,000円までの実費額 中学校: 40,000円までの実費額 *1学期に行事が実施された場合は1回目支給時に加算。 *2学期・3学期に行事が実施された場合は2回目支給時に加算。 *行事の時期等によって、1回目・2回目の支給日とは別に支給する場合があります。その場合は別途振込み通知をお送りします。
林間・臨海学舎費 <small>参加者のみ</small>	小学校: 3,620円までの実費額 中学校: 6,100円までの実費額

- \* 就学援助費の支給に際し、学校諸経費及び給食費の未納状況や、修学旅行及び林間・臨海学舎への参加の状況について調査します。
- \* 学校諸経費、修学旅行費及び林間・臨海学舎費が未納の場合は、学校長に、学校給食費が未納の場合は、豊中市長に直接支払うことがあります。(次ページもあります)